

八尾市介護保険条例の一部改正  
新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条～第7条 略 (保険料率)</p> <p>第8条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、<u>同号の規定にかかわらず、同号に定める額から法第146条に規定する政令で定める基準により市長が算定した額を減じて得た額とする。</u></p> <p>第9条～第24条 略</p>	<p>第1条～第7条 略 (保険料率)</p> <p>第8条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(14) 略</p> <p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号から第3号までのいづれかに該当する者の令和元年度及び令和2年度の各年度における保険料率は、<u>これらの規定にかかわらず、これらの規定に定める額から法第146条に規定する政令で定める基準により市長が算定した額をそれぞれ減じて得た額とする。</u></p> <p>第9条～第24条 略</p>